

## 目次

B -CV-3rd-★上告受理状	2
B -CV-3rd-★上告状	8

# 上告受理申立理由書

令和2年2月5日

最高裁判所 御中

## 上告人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被上告人（被告）

住所(送達場所) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1  
群馬県 同代表者 知事 山本一太 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575  
慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円  
上記当事者間の、東京高等裁判所 令和元年(ネ)第4109号 慰謝料請求控訴事件について、  
令和2年1月22日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから  
上告します。

## 第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 第2 上告の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被上告人は、上告人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、3審とも全て、被上告人の負担とする。

## 第3 上告理由

- 1 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「以上のとおり、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する」と判示しています。しかしながら原判決は、後述の通り、法令の解釈の重大な誤りや、訴訟手続の重大な違反や、経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反が多数有るので、違法な判決であり、当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害なので、無効です。

- 2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

## 第4 上告理由の説明

## 1 法令の解釈の重大な誤りが多数有ります

後述の通り、原事件はいずれも脅迫であり、その意図は、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、人格的生存ないし個人の尊厳(いずれも憲法 13 条)の侵害です。

これらの訴えを、警察が、根拠無く無視して来たことは、その職責(警察法 2 条など)に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、ひいては平等権(憲法 14 条)の侵害です。

このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)や違反を含んだ被害です。

## 2 経験則違反や論理則違反が多数有り、自由心証主義への違反です

### 3 以下の通り、総じて訴訟ルール違反です

①私の訴えを無視していることは、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です

なお、この問題は、令和元年 10 月 3 日付け準備書面 1 の冒頭頁で指摘済みです。

②擬制自白と判定しなかったこと

被告が根拠無く否認しているのに、擬制自白と判定せず、逆に被告の主張を採用しました。

③適法に追加提出した証拠(甲 32)を無視しております

中身の甲 2、甲 3 の各重要証拠は、ファイル形式の問題が有り、第一審では見ていません。

④私の訴えが判決書に正確に記録されていないことは、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です。たった 5 行の事案の概要では、本件の事件性が全く伝わりません。

なお、この問題は、令和元年 10 月 3 日付け準備書面 1 の 2 頁で指摘済みです。

### (説明)

被告の不当性を訴えているそばから、それを無視して、裁判所が再現しています。

したがって、私としては、第一審の機能と S.O.S. を、最高裁判所に求めるしかありません。

## 第 5 上告理由の詳細(原判決の問題点の摘示)

核心部分のみ下記に示しますので、今度こそ判例に残して下さい。

### 1 要請や違法性を無視していること(理由不備による憲法違反)

当り前の違法性とは、主に人権侵犯性と反社会性で、★や●の数が多いほど違法です。

(控訴状 2 頁上段) 詳しくは事件記録の通りですが、私が訴え続けて来た群馬県警の不当性とは、判断ないし捜査において、刑事的観点が毎回常に根拠無く欠落していたことです。

(控訴状 2 頁下段) ①私の基本的主張が当り前で不可欠の観点であることと、②根拠無く無視していること(全く触れていないこと)、を必ず判定願います。

なお「私の基本的主張」は、控訴状や令和元年 10 月 3 日付け準備書面 1 の 3 頁などに記載。

### 2 当り前の違法発砲です いずれも個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

無意識下の、至近距離 30m からの本件発砲は、前例が無いほどまでに稀有な人為現象ではありますが、可能性としては世界中で起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

また、同様の発砲事例の統計的希少性は、違法性が自明ないし公知であることの証明です。記録の通り、私は最初から「何らかの特別な意図」を訴えていましたし、シカが居たという供述自体が狂言の疑いが強く、狙撃ではなかったとする証拠も何一つ有りません。

また、下記違法性は、私が指摘するまでもなく、警察の職責として、当り前に判ることです。

#### 1★ 狩猟法違反の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

至近距離であることから、38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当ること

#### 2★ 殺人未遂罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

無意識下の轟音によるショック死を狙った疑い

#### 3★★ 暴行罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

無意識下の轟音という、音波(物理力)による身体への直接攻撃であること

#### 4★ 侮辱罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入など、私の存在を無視した、極めて傍若無人な振舞いであること、また、周囲で3人の仲間が発砲を見つめていたこと

#### 5★★ 自律権の侵害の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畑、が不法行為要素です

#### 6★★ 静穏権の侵害の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

無意識下の轟音、至近距離、が不法行為要素です 計測データが有るはずです

#### 7★★ 脅迫罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・論理則違反)

上記の違法性を全て否定することは不可能であることは、誰でも自明であるが故に、そこを敢えて発砲したことが「お前の訴えなど握り潰す」との無言の威力脅迫の意図を暗示。

また、私の畑の中での傍若無人な発砲の直接的意味が「このように、お前の存在を消すぞ」との無言の脅迫の意図を暗示。

### **3 通り道の血痕の違法性 いずれも個人の尊厳(憲法13条)の侵害**

まずこれは、本件発砲から約二週間後に、本件発砲現場付近(200m)で起きたことです。

#### 血痕が通り道上であったこと(偏在、多量、残渣放置規則違反)

鳥や獣には通り道など関係ないので、この現象は、ハンターが獲物を捌いた結果、つまり人為現象であり、この辺りを縄張りにする、本件発砲グループの仕業と考えるのが自然です。また、元々死骸が在った処(通り道から直角に20m北)で捌くのが自然であり、それを敢えて通り道まで、持ち出す必要が無いことや、おまけに、この20m間には血痕が無かったことから、わざと通り道という場所を選んだことが、極めて強く疑われます。

更に、こうした血みどろの光景を、一般人の目に晒すことは、現場が公道だからこそ、残渣放置規則違反なのであり、それを承知しているはずのハンターが、何故、敢えて公道まで持ち出して、敢えて残渣放置を行うのか?を考えれば、説明の付かない、極めて不審な行動ですから、以上の恣意性を総合すれば、当り前に、本件発砲との関連や、「この猪のように、お前を殺すぞ」という、無言の脅迫の意図が、極めて強く疑われます。

#### **反論●●● 場所が公道だから、私を狙った行為とは言えない旨(判決書4頁)**

これは、直接的な害意の告知ないし表示行為には当たらないという主張に過ぎず、既述の疑いを否定する根拠には、なり得ないことは自明ですし、それどころか、公道で敢えて残渣放置を行うことの恣意性を無視しています。

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも猪の死骸を持ち出して、解体したのか？ また、なぜ20m間には血痕が無いのか？」が未解決であり、これは当り前に、公道私道の別とは無関係ですから、私を狙った害意を、なお否定し切れません。

★★★これは、裁判所が理由を示した数少ない例ですが、片手落ちというよりも、そもそも理由にならないこと(詭弁ないし論理則違反)は誰でも自明であり、更には、控訴状4頁でも摘示済ですから、故意の反復であり、原審の不当性の象徴ですから、必ず判定願います。したがって、被告群馬県警沼田署も、適正な対応などではありません。

1★★ 人為性の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

2★★★★ 残渣放置規則違反の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

現場が公道だからこそ残渣放置規則違反なのであり、それを「該当者は見当たらなかった」だけで済むはずはなく、また、それ自体が事件性です。

3★ 本件発砲との関連(200m、二週間後、通り道、偏在、多量、残渣放置規則違反)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反・論理則違反)

#### 4 通り道の子猪の死骸(甲 3-1 映像)の違法性 個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

血痕とほぼ同様の恣意性であり、加えて、血痕の現場調査から、わずか2時間後のことです。ずっと同じ場所に在った死骸が、短時間に動かされる道理は無いので、極めて不審です。要するに、常時監視のつきまといによる、一連の脅迫行為です。

1★★ 人為性の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

記録の通り、沼田署の柳岡と黒岩は、これを鳥か獣の仕業と所見しましたが、経験則違反の無茶な判断であり、また、合理的根拠を示していないので、論理則違反です。

2★★ 残渣放置規則違反の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

3★ 本件発砲との関連(200m、二週間後、通り道、残渣放置規則違反)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反・論理則違反)

#### 5 通り道の大猪の毛皮(甲 3-1、3-2 映像)の違法性 個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

血痕の件とほぼ同様の恣意性であり、加えて、今更、獲物を捌く行為は無意味です。2ヶ月前前に、置き去りにする正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、今更、腐乱した、その獲物を捌く意味が無く、他の意図(脅迫行為)としか説明が付きません。

1★★ 人為性の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

ずっと同じ場所に在った、100kg 近い大猪の骨肉が、有る日突然、そっくり消失しました。

2★★★★ 残渣放置規則違反の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

3★★ 本件発砲との関連(200m、二ヵ月前後、通り道、残渣放置規則違反、無意味)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反・論理則違反)

## 6 高橋和俊のつきまとい(甲 2-1 映像) 個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで現れて、威力を示しました。

①私の散歩の帰途に、後から現れたこと(常時監視によるつきまといの証左)

②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、必要無し)

③そこで車を降りて、立って見せる必要無し(目的地は 400m 先のダム)

ダムに居た釣り人に用が有ったとのことですが、③との辻褄が合いません(無意味な行動)。

**1★★ 本件発砲との関連(①から③、用事との矛盾)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反による論理則違反)**

## 7 郵便局員事件の違法性 いずれも個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

**1 私に一切の記憶が無いこと(経験則) 過去にそんな経験は無いこと**

**2 受取サインが、私の筆跡ではないこと この偽造サインの特徴は以下の通り**

第一に、井の字の右側の縦棒まで、左に曲がることは有りません。

第二に、豊の字の、豆の字の上の横棒は、こんなに短く書きません。

第三に、豆の字の、口は、こんなに横幅を狭く書きません。

第四に、豆の字の、右下の点が、一旦右上に向かった後、引き返しており、書き損じです。自分の名前を書き損じるはずがありません。

**3 インクの色が、サイトウの供述と違ったこと**

つまり、コタツの上のボールペンを使って書いたのが本当であるなら、青で書かれているはずの受取サインが、黒だったから、サイトウの供述は虚偽に違いない、ということです。

同時に、この三色ボールペンの黒インクとも違う、全く別のペンで書かれていることが極めて強く推定されますが、どちらもインクの成分分析でしか確定できません。

**4 当該配達証に私の指紋が無いこと(触ってないこと)**

**5 インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペン**

**6 ゆうパックが在った位置(経験則) そのままでは、寝転べないこと**

**7 不在時連絡票が、そのまま残っていたこと(経験則) (2号証) すぐに破棄する習慣**

**8 群馬県警沼田署が、当り前の捜査を怠ったこと(甲 5号反訳書) 核心 ★偶発性無**  
当り前の捜査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの①筆跡が違うこと、②インクの色が、三色ボールペンのいずれとも違うこと、③指紋が無いこと、です。

当り前の捜査を怠る道理はどこにも無く、組織的隠蔽としか説明が付きません。

**1★★ 無意識下の住居侵入罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)**

**2★ 脅迫罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)**

**3★★★ 私文書偽造罪・同行使罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)**

自分の筆跡の経験則とインクの色の違いだけで、犯行を十分に確信できるはずです。

**4★ 犯人隠避罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)**

**5★ 群馬県警沼田署の隠蔽の判定洩れ(理由不備による憲法違反) 詳細は後述の第 6**

## 8 石井恵子事件の違法性 いずれも個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

### 1★★ 住居侵入罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

村の集会での石井恵子の妨害ないし人格否定発言によって、私との好意関係が既に崩壊していたので、菩提寺の世話人を装うのは無理な口実であり、とても無断で留守宅内に立入れるような間柄ではなく、正当性が有りません。

### 2★ 脅迫罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反・経験則違反)

3★ 群馬県警沼田署の隠蔽の判定洩れ(理由不備による憲法違反) 詳細は後述の第6甲8号反訳書の通り、崩壊済の好意関係を全く確認しようとしておりません。

また、「非常識は犯罪ではない」は、合理的根拠には、なり得ないことを判定願います。

### ●●反論 「牧島警察官が告訴状を受理拒否したことは違法ではない」旨(判決書4頁)

犯罪捜査規範61条には場所の制限は無いですし、同人には受理資格が有るのに、また、この規定の立法趣旨は、権力の恣意的濫用を防ぐ為だと思いますが、本当ですか？

### 第6★★★ 群馬県警沼田署の組織的隠蔽の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

故意の疑いを、常に根拠無く無視し否定する合理的根拠を、常に、示していません。

常に理由を告知しない受付拒否と言え、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、ひいては平等権(憲法14条)の侵害です。

これは、当り前の違法性を認めないことによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、可能性自体は排除できませんから、違法性無と判断したとしても、否定する合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

言い換えると、故意の観点からの捜査の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。

日本の警察に相当するような、市民の安全確保を職責とする組織は世界中に在り、その警察が、被害の訴えを、理由も示さずに無視することが、許されないのは当り前ですから、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、既述の人権侵害です。

不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反です。

告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。

これらは当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

要するに、何故に、各事件とも常に、被害の訴えを根拠無く無視するのか?という相互関連性ないし一貫性を総合すれば、当り前に、隠蔽です。

### 第7 貴所による破棄自判を希望します

### 第8 附属書類

副本 7通

以上

# 上告提起理由書

令和2年2月5日

最高裁判所 御中

## 上告人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被上告人（被告）

住所(送達場所) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1  
群馬県 同代表者 知事 山本一太 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575  
慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円  
上記当事者間の、東京高等裁判所 令和元年(ネ)第4109号 慰謝料請求控訴事件について、  
令和2年1月22日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから  
上告します。

## 第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 第2 上告の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被上告人は、上告人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、3審とも全て、被上告人の負担とする。

## 第3 上告理由

- 1 虚偽表示(公序良俗違反)無効  
原判決は、「以上のとおり、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する」と判示しています。しかしながら原判決は、後述の通り、憲法の解釈の誤り(民訴法312条1項)が有り、実質的に理由不備(民訴法312条2項六号)であり、私の控訴理由を根拠無く無視するなど、重大な訴訟手続の違反も有るので、当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害なので、無効です。  
2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

## 第4 上告理由の説明

1 判決に憲法の解釈の誤りが有ること、その他憲法の違反が有ること（民訴法 312 条 1 項）  
後述の通り、原事件はいずれも脅迫であり、その意図は、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、人格的生存ないし個人の尊厳（いずれも憲法 13 条）の侵害です。

これらの訴えを、警察が、根拠無く無視して来たことは、その職責（警察法 2 条など）に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利（いずれも憲法 13 条）や、ひいては平等権（憲法 14 条）の侵害です。  
このように、元々幾つもの人権侵害（憲法違反）や違反を含んだ被害です。

2 判決に理由を付せず、又は理由に食違いが有ること（民訴法 312 条 2 項六号）

訴えた数々の違法性を無視したことは、判定洩れとも、理由不備とも言えます。  
ですから訴訟ルール違反でもあり、また、例外的に理由を付した場合でも、確率的最大要素を常に根拠無く無視しているので、極めて片手落ちであり、実質的に理由が有りません。

3 経験則違反や論理則違反だらけなので、自由心証主義への違反です

4 以下の通り、総じて訴訟ルール違反です

①私の訴えを無視していることは、裁判を受ける権利（憲法 32 条）の侵害です  
なお、この問題は、令和元年 10 月 3 日付け準備書面 1 の冒頭頁で指摘済みです。

②擬制自白と判定しなかったこと

被告が根拠無く否認しているのに、擬制自白と判定せず、逆に被告の主張を採用しました。

③適法に追加提出した証拠（甲 32）を無視しております

中身の甲 2、甲 3 の各重要証拠は、ファイル形式の問題が有り、第一審では見ていません。

④私の訴えが判決書に正確に記録されていないことは、裁判を受ける権利（憲法 32 条）の侵害です  
たった 5 行の事案の概要では、本件の事件性が全く伝わりません。

なお、この問題は、令和元年 10 月 3 日付け準備書面 1 の 2 頁で指摘済みです。

**（説明）**

被告の不当性を訴えているそばから、それを無視して、裁判所が再現しています。

したがって、私としては、第一審の機能と S.O.S. を、最高裁判所に求めるしかありません。

## 第 5 上告理由の詳細（原判決の問題点の摘示）

核心部分のみ下記に示しますので、今度こそ判例に残して下さい。

### 1 要請や違法性を無視していること（理由不備による憲法違反）

当り前の違法性とは、主に人権侵犯性と反社会性で、★や●の数が多いほど違法です。

（控訴状 2 頁上段）詳しくは事件記録の通りですが、私が訴え続けて来た群馬県警の不当性  
とは、判断ないし捜査において、刑事的観点が毎回常に根拠無く欠落していたことです。

（控訴状 2 頁下段）①私の基本的主張が当り前で不可欠の観点であることと、②根拠無く無視していること（全く触れていないこと）、を必ず判定願います。

なお「私の基本的主張」は、控訴状や令和元年 10 月 3 日付け準備書面 1 の 3 頁などに記載。

### 2 当り前の違法発砲です いずれも個人の尊厳（憲法 13 条）の侵害

無意識下の、至近距離 30m からの本件発砲は、前例が無いほどまでに稀有な人為現象ではありますが、可能性としては世界中で起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

また、同様の発砲事例の統計的希少性は、違法性が自明ないし公知であることの証明です。記録の通り、私は最初から「何らかの特別な意図」を訴えていましたし、シカが居たという供述自体が狂言の疑いが強く、狙撃ではなかったとする証拠も何一つ有りません。

また、下記違法性は、私が指摘するまでもなく、警察の職責として、当之无愧に判ることです。

#### 1★ 狩猟法違反の判定洩れ(理由不備)

至近距離であることから、38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当ること

#### 2★ 殺人未遂罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

無意識下の轟音によるショック死を狙った疑い

#### 3★★ 暴行罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

無意識下の轟音という、音波(物理力)による身体への直接攻撃であること

#### 4★ 侮辱罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入など、私の存在を無視した、極めて傍若無人な振舞いであること、また、周囲で3人の仲間が発砲を見つめていたこと)

#### 5★★ 自律権の侵害の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畑、が不法行為要素です

#### 6★★ 静穏権の侵害の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

無意識下の轟音、至近距離、が不法行為要素です 計測データが有るはずです

#### 7★★ 脅迫罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

上記の違法性を全て否定することは不可能であることは、誰でも自明であるが故に、そこを敢えて発砲したことが「お前の訴えなど握り潰す」との無言の威力脅迫の意図を暗示。

また、私の畑の中での傍若無人な発砲の直接的意味が「このように、お前の存在を消すぞ」との無言の脅迫の意図を暗示。

### **3 通り道の血痕の違法性 いずれも個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害**

まずこれは、本件発砲から約二週間後に、本件発砲現場付近(200m)で起きたことです。

#### 血痕が通り道上であったこと(偏在、多量、残渣放置規則違反)

鳥や獣には通り道など関係ないので、この現象は、ハンターが獲物を捌いた結果、つまり人為現象であり、この辺りを縄張りにする、本件発砲グループの仕業と考えるのが自然です。また、元々死骸が在った処(通り道から直角に 20m 北)で捌くのが自然であり、それを敢えて通り道まで、持ち出す必要が無いことや、おまけに、この 20m 間には血痕が無かったことから、わざと通り道という場所を選んだことが、極めて強く疑われます。

更に、こうした血みどろの光景を、一般人の目に晒すことは、現場が公道だからこそ、残渣放置規則違反なのであり、それを承知しているはずのハンターが、何故、敢えて公道まで持ち出して、敢えて残渣放置を行うのか?を考えれば、説明の付かない、極めて不審な行動ですから、以上の恣意性を総合すれば、当之无愧に、本件発砲との関連や、「この猪のように、

お前を殺すぞ」という、無言の脅迫の意図が、極めて強く疑われます。

## **反論●●● 場所が公道だから、私を狙った行為とは言えない旨(判決書4頁)**

これは、直接的な害意の告知ないし表示行為には当たらないという主張に過ぎず、既述の疑いを否定する根拠には、なり得ないことは自明ですし、それどころか、公道で敢えて残渣放置を行うことの恣意性を無視しています。

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで20mも猪の死骸を持ち出して、解体したのか？ また、なぜ20m間には血痕が無いのか？」が未解決であり、これは当り前に、公道私道の別とは無関係ですから、私を狙った害意を、なお否定し切れません。

**★★★**これは、裁判所が理由を示した数少ない例ですが、片手落ちというよりも、そもそも理由にならないこと(詭弁ないし論理則違反)は誰でも自明であり、更には、控訴状4頁でも摘示済ですから、故意の反復であり、原審の不当性の象徴ですから、必ず判定願います。したがって、被告群馬県警沼田署も、適正な対応などではありません。

### **1★★ 人為性の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

### **2★★★ 残渣放置規則違反の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

現場が公道だからこそ残渣放置規則違反なのであり、それを「該当者は見当たらなかった」だけで済むはずはなく、また、それ自体が事件性です。

### **3★ 本件発砲との関連(200m、二週間後、通り道、偏在、多量、残渣放置規則違反)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

## **4 通り道の子猪の死骸(甲3-1映像)の違法性 個人の尊厳(憲法13条)の侵害**

血痕とほぼ同様の恣意性であり、加えて、血痕の現場調査から、わずか2時間後のことです。ずっと同じ場所に在った死骸が、短時間に動かされる道理は無いので、極めて不審です。要するに、常時監視のつきまといによる、一連の脅迫行為です。

### **1★★ 人為性の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

記録の通り、沼田署の柳岡と黒岩は、これを鳥か獣の仕業と所見しましたが、経験則違反の無茶な判断であり、また、合理的根拠を示していないので、論理則違反です。

### **2★★ 残渣放置規則違反の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

### **3★ 本件発砲との関連(200m、二週間後、通り道、残渣放置規則違反)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

## **5 通り道の大猪の毛皮(甲3-1、3-2映像)の違法性 個人の尊厳(憲法13条)の侵害**

血痕の件とほぼ同様の恣意性であり、加えて、今更、獲物を捌く行為は無意味です。2ヶ月前前に、置き去りにする正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、今更、腐乱した、その獲物を捌く意味が無く、他の意図(脅迫行為)としか説明が付きません。

### **1★★ 人為性の判定洩れ(理由不備による憲法違反)**

ずっと同じ場所に在った、100kg近い大猪の骨肉が、有る日突然、そっくり消失しました。

**2★★★ 残渣放置規則違反の判定洩れ**(理由不備による憲法違反)

**3★★ 本件発砲との関連**(200m、二ヵ月半後、通り道、残渣放置規則違反、無意味)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

**6 高橋和俊のつきまとい**(甲 2-1 映像) 個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで現れて、威力を示しました。

①私の散歩の帰途に、後から現れたこと(常時監視によるつきまといの証左)

②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、**必要無し**)

③そこで車を降りて、立って見せる**必要無し**(目的地は 400m 先のダム)

ダムに居た釣り人に用が有ったとのことですが、③との辻褄が合いません(無意味な行動)。

**1★★ 本件発砲との関連**(①から③、用事との矛盾)による一連の脅迫の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

**7 郵便局員事件の違法性** いずれも個人の尊厳(憲法 13 条)の侵害

**1 私に一切の記憶が無いこと(経験則)** 過去にそんな経験は無いこと

**2 受取サインが、私の筆跡ではないこと** この偽造サインの特徴は以下の通り

第一に、井の字の右側の縦棒まで、左に曲がることは有りません。

第二に、豊の字の、豆の字の上の横棒は、こんなに短く書きません。

第三に、豆の字の、口は、こんなに横幅を狭く書きません。

第四に、豆の字の、右下の点が、一旦右上に向かった後、引き返しており、書き損じです。自分の名前を書き損じるはずがありません。

**3 インクの色が、サイトウの供述と違ったこと**

つまり、コタツの上のボールペンを使って書いたのが本当であるなら、青で書かれているはずの受取サインが、黒だったから、サイトウの供述は虚偽に違いない、ということです。

同時に、この三色ボールペンの黒インクとも違う、全く別のペンで書かれていることが極めて強く推定されますが、どちらもインクの成分分析でしか確定できません。

**4 当該配達証に私の指紋が無いこと(触ってないこと)**

**5 インクの成分が異なること(科学的分析)** サインと三色ボールペン

**6 ゆうパックが在った位置(経験則)** そのままでは、寝転べないこと

**7 不在時連絡票が、そのまま残っていたこと(経験則)** (2号証) **すぐに破棄する習慣**

**8 群馬県警沼田署が、当り前の捜査を怠ったこと(甲 5号反訳書)** **核心 ★偶発性無**  
当り前の捜査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの①筆跡が違うこと、②インクの成分が、三色ボールペンのいずれとも違うこと、③指紋が無いこと、です。

当り前の捜査を怠る道理はどこにも無く、組織的隠蔽としか説明が付きません。

**1★★ サイトウの無意識下の住居侵入罪の判定洩れ**(理由不備による憲法違反)

**2★ サイトウの脅迫罪の判定洩れ**(理由不備による憲法違反)

**3★★★ サイトウの私文書偽造罪・同行使罪の判定洩れ**(理由不備による憲法違反)

自分の筆跡の経験則とインクの色の違いだけで、犯行を十分に確信できるはずです。

4★ オオフジの犯人隠避罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

5★ 群馬県警沼田署の隠蔽の判定洩れ(理由不備による憲法違反) 詳細は後述の第6

8 石井恵子事件の違法性 いずれも個人の尊厳(憲法13条)の侵害

1★★ 住居侵入罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

村の集会での石井恵子の妨害ないし人格否定発言によって、私との好意関係が既に崩壊していたので、菩提寺の世話人を装うのは無理な口実であり、とても無断で留守宅内に立入れるような間柄ではなく、正当性が有りません。

2★ 脅迫罪の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

3★ 群馬県警沼田署の隠蔽の判定洩れ(理由不備による憲法違反) 詳細は後述の第6

甲8号反訳書の通り、崩壊済の好意関係を全く確認しようとしておりません。

また、「非常識は犯罪ではない」は、合理的根拠には、なり得ないことを判定願います。

●●反論 「牧島警察官が告訴状を受理拒否したことは違法ではない」旨(判決書4頁)

犯罪捜査規範61条には場所の制限は無いですし、同人には受理資格が有るのに、また、この規定の立法趣旨は、権力の恣意的濫用を防ぐ為だと思いますが、本当ですか?

第6★★★ 群馬県警沼田署の組織的隠蔽の判定洩れ(理由不備による憲法違反)

故意の疑いを、常に根拠無く無視し否定する合理的根拠を、常に、示していません。

常に理由を告知しない受付拒否と言え、自決権や生命に対する権利や適正な手続きを受ける権利(いずれも憲法13条)や、ひいては平等権(憲法14条)の侵害です。

これは、当り前の違法性を認めないことによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、可能性自体は排除できませんから、違法性無と判断したとしても、否定する合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

言い換えると、故意の観点からの捜査の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。

日本の警察に相当するような、市民の安全確保を職責とする組織は世界中に在り、その警察が、被害の訴えを、理由も示さずに無視することが、許されないのは当り前ですから、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、既述の人権侵害です。

不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反です。

告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。

これらは当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

要するに、何故に、各事件とも常に、被害の訴えを根拠無く無視するのか?という相互関連性ないし一貫性を総合すれば、当り前に、隠蔽です。

第7 貴所による破棄自判を希望します

第8 附属書類

副本 7通

以上